

資料提供
令和3年4月8日
担当：広島県対策本部
直通：082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年4月7日(水)に、新型コロナウイルス感染症の患者が2例確認されました。
新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内5241～5242例目です。
本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

【患者概要】

県No.	年代	居住地	症状経過	結果判明	入院又は宿泊療養等	・他事例との関連 ・県外往来(※)
5241	20	廿日市市	4月4日(発症日) 倦怠感, 鼻閉 嗅覚・味覚異常	4/7	調整中	・県内感染者の濃厚接触者 ・県外往来なし
5242	50	尾道市	3月29日(発症日) 発熱, 倦怠感, 咳 関節筋肉痛	4/7	調整中	・他事例との関連は調査中 ・県外往来あり(四国・中国地方)

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来
・再陽性の患者はいません。

【県民, 事業者の皆様へ】

- 「3つの密」の回避やマスクの着用, こまめな手洗い, 咳エチケットを徹底するとともに, 発熱, 咳等の症状が出た場合には外出を控え, かかりつけ医か積極ガードダイヤルにすぐに相談してください。
- 季節の行事等における注意点や家庭内での感染防止実践例について, 日常生活の中で, 意識して行動してください。
- 飲食店を利用する場合, 物理的な対策等が導入されている店舗等を利用してください。
- まん延防止等重点措置の実施地域との往来は最大限自粛するとともに, 直近7日間の10万人当たり新規陽性者数が15人以上の地域との往来は慎重に判断してください。
- 感染者やその家族, 医療福祉関係者等を, 絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては, 感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害, 患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から, 提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。